

「詐欺」のハガキに御注意を！！！！

民事訴訟最終通達書

訴訟管理番号 [REDACTED]

本通達は、貴殿に対し、契約中、若しくは債権譲渡のあった企業又は団体から契約不履行による訴状が提出されたことを当該債務者たる貴殿に通達し、本通達の後、訴訟取り下げ最終期日を経て貴殿を被告とした民事裁判が開始されることを通知するものです。

本通達に対しこのままご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、裁判所の認可を受けた執行官立会のもと、現預金や有価証券及び、動産や不動産物の差し押えが強制的に執行される場合があります。

また本件は民事訴訟に関する通達である為、民事訴訟法の適用により個人情報の保護や守秘義務が発生致しますので、本件に関するご相談、取り下げ等のお問い合わせは必ずご本人様からご連絡を頂きます様お願い申し上げます。

訴訟取り下げ最終期日 令和元年8月 [REDACTED]

訴訟通知センター お問い合わせ・相談窓口

03- [REDACTED]

受付時間（日、祝日は除く）

平日9:00～20:00 / 土曜日9:00～13:00

〒100-8977 東京都千代田区霞が関 [REDACTED]

(県内に出回っている「架空請求詐欺」のハガキの現物)

- 「民事裁判」「差し押え」という言葉に慌てて、相談窓口等に電話を架けると、「**弁護士**」等になりすました犯人に繋がってしまいます。
- ハガキが届いたら、絶対に相手に電話を架けず、直ぐに最寄りの警察署に相談して下さい。

香川県内の特殊詐欺発生状況

(平成31年1月～令和元年7月末現在・暫定値)

発生件数 37 件・被害額 約 8,000 万円

香川県警察本部生活安全企画課
087-833-0110 (内線 3033)